

出産費及び家族出産費の支給額について

令和4年1月1日より

産科医療補償制度対象分娩でない場合の

出産費及び家族出産費の支給額が『40万8千円』に引上げとなります。

※令和3年12月31日以前については『40万4千円』

(産科医療保障制度対象分娩の場合、42万円の支給額に変更なし)

改正内容

出産費及び家族出産費	改正後	現行	備考
支給額	40万8千円	40万4千円	※1
省令で定める加算額 ※3	1万2千円	1万6千円	※2
総支給額	42万円	42万円	

※1：地方公務員等共済組合法施行令第23条の4の改正による

※2：地方公務員等共済組合法施行規則第2条の4の17の改正による

※3：産科医療補償制度の対象外の場合は、加算されない。